

番号	内容	回答
1	「100時間越え医師がない」場合、それを証明するものの提示が求められますか？求められるのであればどのような書式のものを用意すればよいのでしょうか？	⇒所管の保健所の指示に従っていただくことが基本ですが、100時間以上となった医師の一覧の様式を作っておき、そこに「該当なし」とわかるように示していただくことになると思います。
2	勤務状況は打刻ベースでの確認になりますでしょうか。	⇒所管の保健所の指示に従っていただくことが基本ですが、タイムカードやシステムへのログイン履歴など、各病院で管理している、勤務状況が分かる資料で確認することになると考えます。
3	勤務状況が分かる資料は何名程度のご提示を求められますでしょうか？	⇒個別に何名とはお答えできないが、時間的制約があるため、5名くらいまでになるものと考えます。
4	立入検査項目に該当しない場合は立入検査の場合には、特に提出・作成する資料は必要ないという認識で問題ないでしょうか。	⇒（問1）の回答を参照のこと。但し、適切な労務管理の点で、記録等は残していただくものと考えます。
5	A水準の病院ですが、100Hを超えていない根拠の資料とは何を求められますか？	⇒（問1）の回答を参照のこと。
6	100時間を超える医師がない場合の立入検査はどのようにになりますか。用意する資料はありますか。	⇒（問1）の回答を参照のこと。
7	A水準で100時間超の医師がないと見込まれる場合、立入検査において準備すべきもの	⇒（問1）の回答を参照のこと。
8	時間外労働時間が100時間を超過する見込みのある医師がない場合でも「勤務状況が分かる資料」を作成する必要があるのでしょうか。	⇒（問1）の回答を参照のこと。但し、適切な労務管理の点で、記録等は残していただくものと考えます。
9	立入は通常の25条の立入の項目が増えるという認識でよろしいでしょうか。同日に行わ	⇒お見込みのとおり。項目が増えるものの、同日に検査を実施することになると考えます。
10	B・C水準についてご説明頂いておりますが、A水準の場合の監査についてご教示ください	⇒A水準の医療機関については、一般労働者と同程度とされ、所属する全ての医師の勤務時間外労働時間が原則年960時間・月100時間未満としたうえで、面接指導は義務化されますので、ご説明した1から3の項目はA水準の医療機関も対象です。一方で4つめの項目の休息時間の確保は努力義務となっています。
11	立ち入り検査の際、A水準で100時間を超えない場合は該当なしの様式を準備するだけで良いと考えてよいでしょうか。	⇒（問1）の回答をご参照のこと。
12	100時間になる前に面接指導を実施した結果、100時間以上とならなかった場合、リストには掲載しなくてよいのか。	⇒リストに掲載する必要はありませんが、面接を実施されたのであれば、実績として実施の記憶は残していただくものと考えます。